

予算常任委員会

平成20年2月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○浦野 圭司

宮崎 和彦

伴 吉晴

嶋田 善行

木田 守彦

中川 議長

2. 理事者出席者

副 町 長

芳村 是

教 育 長

栗本 裕美

総 務 部 長

池田 善紀

総 務 課 長

清水 建也

企画財政課長

面卷 昭男

税 務 課 長

山崎 善之

住民生活部長

西本 喜一

福 祉 課 長

西川 肇

健康推進課長

植村 俊彦

環境対策課長

乾 善亮

都市建設部長

藤本 宗司

建設課長補佐

角井 敏文

都市整備課長

藤川 岳志

上下水道部長

谷口 裕司

上水道課長

植嶋 滋継

会 計 管 理 者

浦口 隆

教委総務課長

野崎 一也

3. 会議の書記

議会事務局長

藤原 伸宏

同 係 長

峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 浦野委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長が出張されておりますので、副町長の挨拶をお受けいたします。 芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浦野委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 各課報告事項を議題といたします。（1）町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）は、既に町長専決処分がされており、3月定例会において提案され、本会議初日に承認を求められることになろうかと思いますが、当委員会として、あらかじめ説明を受けておきたいと思います。

それでは、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは町長専決処分について承認を求めることについて（平成19年斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）ご説明を申し上げます。

お手元の資料ー1をご覧くださいませでしょうか。

平成19年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結につきまして3月議会に上程し、審議をお願いする予定でございます管渠築

造工事について、去る、２月１５日に郵便による制限付一般競争入札を執行し、継続事業として取り組んでいく予定でありますその第１１処理分区２工区－１工事につきまして、当初、現在、施工いたしております神南污水幹線の上流部、塩田橋西詰から竜田川右岸堤防沿いに大和川右岸堤防を昭和町自治会館までの路線を計画し進めておりました。しかし、河川占用許可及び又私道敷き道路の承諾等の問題から計画どおり施工できる見込みが無くなり改めて路線の選定を進めましたところ今回、契約議案として提出いたしております竜田川右岸道路から三室山東側道路を通る路線を選定することとなりました。

そのようなことから、当該路線につきましては、土質等の施工条件から設計工法の変更設計額及び工事期間の変更が生じることとなり、路線の選定及び地元調整、設計積算に期間を要しましたことから当該工事に係る予算であります継続費につきまして、平成２０年１月９日付けで地方自治法第１７９条第１項の規定により町長専決処分をさせていただいたもので、同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、資料１の３枚目になりますが、ページ数で言いますと２ページをご覧くださいませでしょうか。一番最後のページでございます。

年度の延長と事業費の変更及び年割額の変更をするものでございまして、総額に３億１，０００万円を追加し、総額７億３，０００万円に、年割額を平成１９年度１億８，６００万円、平成２０年度２億３，４００万円、平成２１年度３億１，０００万円に予算補正の承認をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて（平成１９年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について）のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

	ございませんか。 嶋田委員。
嶋田議員	これ河川占用等で事業ができなくなったということで、これ事前にはわからなかったわけですか。
上下水道 部長	河川占用につきましては、事前に計画どおり進めておりました。しかしながら、当初、単なる管渠の協議を進めていたところ、幹線管渠として位置付けされることとなりましたことから、幹線管渠であれば河川占用許可の対象にならないという結論をいただいたことによりましてこういった計画変更をしたということでございます。
委員長	他にございませんでしょうか (な し)
委員長	ないようでしたら、本件については、3月議会に提案されることと思いますので、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。 次に、(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について、理事者の報告を求めます。面巻企画財政課長
企画財政 課長	それでは、各課報告事項の(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきまして、ご説明をさせていただきます。 お手元に配布しております資料2をご覧くださいませでしょうか。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に成立し、財政指標の公表にかかる規定の施行が平成20年度から、また財政健全化計画策定義務等にかかる規定が平成21年度から施行されることとなっております。 この法律の目的は、「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全

化及び財政の再生ならびに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めますとともに、当該計画の実施の促進を図るための財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の健全化に資すること」と定められております。

資料2の1ページの健全段階のところをご覧くださいでしょうか。大きな特徴は、普通会計から地方公営企業及び外郭団体への財政状況の監視対象を広げ、自治体の財政負担をフローだけでなく、ストックの財政指標も含めて評価しようとするものでございます。

この法律は、その右側のところにも書いております通り「財政の早期健全化」と「財政の再生」という2つの段階を判断する基準を設けまして、いわゆる財政再建団体に陥る前に、自主的に財政再建に取り組める枠組みが設定されております。具体的には、地方公共団体の財政状況を「早期健全化段階」と、より状況が悪化致しました「再生段階」の2段階で把握し、その判断をするために、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つの指標を示しておられるところでございます。

恐れ入りますが4ページをご覧くださいでしょうか。4ページの表頭中ほどの国の基準のところをご覧くださいでしょうか。1つ目の指標である「実質赤字比率」につきましては、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模等に対する比率とされております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準が現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準2.5%から10%の数値と、財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じて11.25%から15%とされております。また、財政再生基準は、財政規律を確保する上で事実上の規範として定着している現行再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%とされております。

2つ目の指標である「連結実質赤字比率」につきましては、普通会計に公営企業会計を加えた全会計を対象とした連結ベースでの実質赤字の標準財政規模等に対する比率とされております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準が実質赤字比率の早期健全化基準に、

公営企業等における経営健全化等を踏まえ５％を加算し、市町村については財政規模に応じて１６．２５％から２０％とされております。また、財政再生基準は、同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に１０％加算し、市町村は３０％とされております。

３つ目の指標である「実質公債費比率」につきましては、一般会計等が負担します元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率とされております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準については現行の地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準とされている２５％とされております。また、財政再生基準は、同様に公共事業等について許可が制限される基準とされている３５％とされております。

４つ目の指標である「将来負担比率」につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率とされております。この比率につきましては、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は３５０％とされております。

これら判断基準は、平成２０年度決算から適用し、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告すること。その上で公表しなければならないと定められております。

また、公営企業につきましても、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなっております。

申し訳ございませんが、少しお戻りいただきまして、２ページ、３ページの所をご覧くださいませでしょうか。これら４つの指標である健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上になった場合には、財政健全化計画を定めなければならず、さらには、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」のいずれかが財政再生基準以上になった場合には、財政再生計画を定めなければならないものとされております。

これらの計画を策定する際には、議会の議決をいただき、住民に公

表するとともに、その実施状況を毎年議会に報告し、公表しなければならないと定められております。さらには、財政健全化のために改善が必要と認められる事業の執行につきましては、外部監査を受けなければならないものと定められております。

本町の状況についてでございますが恐れ入りますが、４ページにお戻りいただけますでしょうか。平成１８年度決算による試算でご説明させていただきますと、１つ目の指標である「実質赤字比率」につきましては、早期健全化基準であるマイナス１４．７１％に対しまして、３．８９％となっております。２つ目の指標である「連結実質赤字比率」につきましては、早期健全化基準であるマイナス１９．７１％に対しまして、１．６２％となっております。３つ目の指標である「実質公債費比率」につきましては、早期健全化基準である２５％に対しまして、１５．２％となっております。

なお、「将来負担比率」につきましては、その算定方法が、現時点では具体的には示されておられませんことから、試算できておりませんので、ご了承をお願いいたします。ただ、後年度交付税措置のある町債などは除かれる方向で検討されていると聞いていることでありますことから、早期健全化基準である３５０％を超えることはないものと見込んでいるところでございます。

以上簡単ではございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律についてのご説明とさせていただきます。

よろしく願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木田委員。

木田議員 この数値だけ見てたら斑鳩町はある程度健全化なってんのかなという風には思いますねんけども。いつも当初予算では圧縮した予算が組まれておってですね、そして年に２回３回とやっぱり補正予算が組まれていくというのは、それによって当初予算よりかなりやっぱり何億ちゅうてオーバーしていくように思いますねんけども。その組み方、

当初の組み方というのはそういうなんかこう決まりとか基準があって組んで、それから以後そういう補正を組んでいかないかなのかなというふうに思いますねんけど、なんかそういう規準があるんですか。

企画財政課長 当初予算の編成に関しましては、その時点で当該見込まれるものの財政事情に対しまして予算を編成しているところでございます。また補正予算の編成にあたりましては、制度の改正なり緊急に要した事務事業における財政事情に対しまして補正を組ましていただいているところでございます。

木田議員 そしたらね、ここ３年ほどの間にですね、どのように補正予算が組まれたかですね、総額でですね、当初予算と総額について比較してもらいたい、教えていただきたいなと思います。まあ全体的にはなんで、おおまかな数字で結構です。

企画財政課長 平成１９年度だけで申し上げますと、６千万程度の補正をやっている状況でございます。

委員長 今、木田議員がおっしゃった３年間ぐらいの分を、また当初予算の分と比較してですね、今また無理やったら。

企画財政課長 後ほど調べてまいりまして。後ほど申し訳ございませんけどもご説明させていただきます。

木田議員 当初予算やからどうしても町民に対してもでんな、こんだけ緊縮財政をやっているというなにを見せてですな、そしてどうしてもまあ人件費とかそんなんは致し方ないとしても、やっぱりこう事業に対して必ずやっぱり２回３回と補正を組んでいかんならんというような状況はですよ、やっぱりこう出てこないほうがええのとちやうかなと。そら一般の家庭でもそういうことは起こりうることをやろうけどもそうい

うことのないように当初予算を見込むということはこれもうこういう役場ちゅうんですか、こういう公共団体については不可能なんですかな。

当初予算でだいたいそこにはまるぐらいのなんでいけるちゅうような何は。まあさっき19年度は6千万ぐらいや言うてはったけど。まあ6千万やったらわし少ないように思うねんけども。それぐらいで収まっとったらええと思うねんけど。やっぱりそういうふうなんの当初の数値に合うような数値は出されへんのかなと思いますねんけどね。

企画財政課長 木田委員さんのおっしゃいます通り、理想的には当初ですべての事情を、見込まれる事情を勘案した中で編成することが大切だと考えているところでございますけれども、ただ何分その年度中に生じます財政事情もございますことから、このようなことになっているものと考えております。

木田委員 それやったら後でよろしいわ。

委員長 そうしましたらまた後日資料の方委員会に提出お願いします。
ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは続きまして、2. 継続審査の(1) 予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。3月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらかじめ報告、説明をお受けしたいと思います。

まず初めに、① 平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、3月町議会定例会に付議予定の平成19年度斑鳩町一般会計補正予算(第11号)につきましてご説明させていただきます。

お手元に配布しております資料 3 をご覧いただけますでしょうか。

本補正予算の内容についてでございますが、表の一番下の、計欄の右側をご覧いただけますでしょうか。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 1 5 5 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 9 3 億 3, 9 4 5 万 4 千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第 1 款町税では、町民税個人で 1, 4 9 0 万円、町民税法人で 8 1 0 万円、それぞれ減額補正をお願いしている所でございます。その主な理由につきましては、個人では、均等割額については若干の増収が見込めるものの、退職分離課税分が退職者数の減により減収することや総所得金額の所得割額の減によるものでございます。また、税源移譲の影響により、普通徴収の収納率が当初見込を若干下回る見込であることも影響しております。法人につきましては、会社の廃業による均等割の減及び各企業の法人税割額が減となることなどであります。次に、第 1 4 款国庫支出金では、民生費国庫負担金で、国民健康保険事業にかかる保険者支援分繰出額の確定により、保険基盤安定負担金 1 8 4 万 5 千円の減額補正をお願いしております。民生費国庫補助金では、平成 2 0 年 4 月から施行される後期高齢者医療制度の導入に伴って、保険料徴収の激変緩和措置にかかる市町村電算システム改修経費について、財政措置が行われることから、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金 3 1 5 万円の追加補正をお願いしております。また、土木費国庫補助金では、まちづくり交付金事業にかかる交付額が決定したことから、まちづくり交付金 3, 2 7 0 万円の増額補正をお願いしております。次に、第 1 5 款県支出金では、民生費県負担金で、国民健康保険事業にかかる保険者支援分繰出額、そして保険税軽減分繰出額の確定により、保険基盤安定負担金 8 4 6 万 2 千円の減額補正をお願いしております。また、総務費県委託金では、参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙にかかる選挙執行経費委託金の決定により、参議院議員選挙費委託金 5 6 万 7 千円、知事選挙費委託金 6 5 4 万 2 千円、県議会議員選挙費委託金 2 5 3 万円の減額補正をお願いしております。次に、第 1 6

款財産収入では、財産運用収入で、土地開発基金用地において土地の賃貸借があったことから、土地建物貸付収入 9 1 万 7 千円の増額補正をお願いしております。利子及び配当金では、各基金運用益の決算見込額の確定により、5 3 4 万 6 千円の増額補正をお願いしております。また、財産売却収入では、王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産収入 1 9 3 万 3 千円の追加補正をお願いしております。次に、第 1 7 款寄附金では、福祉基金としてご寄附いただきました 5 万円の増額補正をお願いしております。次に、第 2 1 款町債では、まちづくり交付金事業におきまして、交付金が増額となったことから、2, 2 7 0 万円の減額補正をお願いしております。

次に、裏へ移って頂きまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第 1 款議会費では、町議会議員選挙により、新任議員の皆さまの議員期末手当の支給率が減となったこと、そして各委員会における視察研修が終了し、その経費がおおむねまとまったことから、4 3 1 万円の減額補正をお願いしております。次に、第 2 款総務費では、一般管理費で、職員の退職に伴う退職予定者特別負担金 3, 3 6 0 万 5 千円の増額補正をお願いしております。財産管理費では、財政調整基金等の各基金運用益の決算見込額確定による基金積立て、そして歳入のところで申し上げました王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産収入分を財政調整基金に積立てることから、7 6 0 万 3 千円の増額補正をお願いしております。次に、奈良県議会議員選挙費以下の選挙関連費につきましては、それぞれ選挙執行経費が確定したことから、奈良県議会議員選挙費 2 5 2 万 5 千円、斑鳩町議会議員選挙費 1 1 3 万 6 千円、奈良県知事選挙費 6 5 3 万 6 千円、参議院議員選挙費 5 5 万 5 千円の減額補正をお願いしております。次に、第 3 款民生費では、社会福祉総務費で、後期高齢者医療制度の設立に伴う激変緩和措置に対応するため等の電算システム改修費にかかる繰出金の追加、そして国保財政安定化支援事業にかかる繰出金の増により、6 6 4 万 6 千円の増額補正をお願いしております。また、福祉基金への寄

附金の受入れに伴う基金積立金 5 万円の増額補正をお願いしております。老人福祉費では、歳入のところでも申し上げましたが、平成 20 年 4 月から施行される後期高齢者医療制度の導入に伴いまして、後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる者、被用者保険の被扶養者の保険料につきましては、制度加入時から 2 年間の軽減措置を講ずることとされておりましたが、さらに、平成 20 年 4 月から 9 月までは保険料徴収を凍結し、10 月から平成 21 年 3 月までは被保険者均等割額を 9 割軽減した額を徴収する保険料負担の激変緩和措置が実施されます。このため、この措置に対応するための電算システム改修費にかかる繰出金 315 万円の追加補正をお願いしております。国民健康保険医療助成費では、国民健康保険事業にかかる保険者支援分繰出金、そして保険税軽減分繰出金の確定により、国保保険基盤安定繰出金 1,374 万 3 千円の減額補正をお願いしております。介護保険事業繰出費では、平成 17 年度の税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する方について、平成 18 年及び平成 19 年に講じた保険料の激変緩和措置を、平成 20 年度においても継続できる政令改正が行われました。本町におきましても、この特例措置を講ずるため、この措置に対応するため等の電算システム改修費にかかる繰出金 187 万 5 千円の増額補正をお願いしております。次に、第 7 款土木費では、公共下水道費で、公共事業特別会計において、国庫補助金、下水道負担金、下水道使用料などの特定財源が減収となる見込みから、公共下水道事業特別会計繰出金 1,345 万 5 千円の増額補正をお願いしております。次に、第 9 款教育費では、文化財保存費で、藤ノ木古墳整備基金運用益見込額の確定により、基金積立金 12 万 6 千円の増額補正をお願いしております。次に、第 11 款公債費では、利子で、平成 19 年度の定時償還にかかる利子額の確定により、1,242 万 9 千円の減額補正をお願いしております。次に、第 12 款予備費では、今回の補正に要します財源 4,682 万 6 千円を充当させていただく補正をお願いしております。

次に、繰越明許費補正では、衛生処理場周辺対策事業につきまして

は、地元自治会より平成19年度要望事項の一部において、地元協議が整わないため、事業変更の要望書が提出されました。この事業変更に伴って、年度内での執行が見込めないことから、次年度へ963万9千円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。また、道路新設改良事業につきましては、用地交渉の難航により、一部の路線において、年度内での執行が見込めないことから、次年度へ9,000万円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

最後に、地方債の補正についてでございますが、歳入のところで申し上げましたとおり、まちづくり交付金事業におきまして、交付金が増額となったことから、まちづくり事業にかかる限度額を1億7,750万円に変更する予算措置をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第11号）につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。伴委員。

伴議員

表面の歳入の1番の町税なんですが、これは具体的にどれ位の件数が集まっていないのか、そしてまたどのような理由でなっているのか分かる範囲でお願いしたいんですが。

税務課長

町税の減ということでございますが、まず減額お願いする理由でございますが、当初見込んでおりました一人あたりの所得金額が見積り額を下まわった関係でその所得割が520万円減少しております。あるいは退職分離課税分が当初見積もっておりました退職者数を下回る見込みでありますことから700万円が減少しておるということでございます。そして更に税源移譲が19年から実施されました関係で、19年所得がなくなった人が、あるいは自営業などの方で所得税の減税効果が確定申告を待たなければ発生しないような方の納税環境は悪くなっておるといような状況で、徴収率の低下にもつながっておる

というようなこと等々がありまして収納率が落ち込んでおるというようなところがございます。また人によっては住民税が倍になっておるといの方もおられますので、これはまあ低所得者層もそうなんですが、そういった方が全納から分納にシフトしたというような関係もございまして出てきておるといような状況となっております。

伴議員 今ご説明のなかで増税になったため非常に滞納者が増えたといううな、そういう風なことはないわけですか。

税務課長 滞納者は例年一定の規模で発生してまいるわけでございますが、全体の所得税、住民税合わせた額はその比率が変わっただけで、全体を見ますと増税となっておりますので、それが原因で滞納者がいきなり増えるというような状況ではないというふうに考えております。

伴議員 もう一つお聞きしたいんですけど。裏面の歳出の方の7番、土木費の公共下水道への支援、この減収ということでご説明を聞きましたが、これをもう少し詳しくご説明お願いしたいのですが。

上下水道
部長 詳細につきましては、これは補正予算第4号で後ほど関連いたしますので、その時にご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

当初、350件の接続を計画しておりましたけれども、現実には130件減じた形で220件を設定しなすということで、それがほぼ影響しているということです。それと補助金、国庫補助金の割り当ての変更ですね、そういうものも影響しているということです。当初より2,000万円減らしたということでお願いします。

伴議員 この今のお話で結局接続件数が予定より下回ったと。そのあたりなぜ、そのような形になったのか、ちょっとお願いできますか。

委員長	すいません、伴委員。また後ほど議案のところでご審議いただきたいと思います。 他にございませんでしょうか。 木田委員。
木田議員	繰越明許費補正の所ですね、衛生費の中の清掃費の中で衛生処理場周辺対策事業で9 6 3 万 9 千円が繰越明許費にされておりましたけど。この事業と場所とかそれについて教えていただきたいと思います。
環境課長	この周辺対策事業でございますけれども、幸前自治会からの衛生処理場の継続にかかります平成19年度要望事項でございますけれども、幸前1丁目地内の農道整備工事ということで、この工事につきましては、現在地元自治会内で現在調整をいただいているところでございますけれども、調整に時間を要するということで、これに対応するために次年度への繰越明許の予算措置をお願いしたいということでございます。
嶋田議員	単純に考えてですね、この県支出金の選挙委託金ですか、その数値とですね、総務の支出の分これ微妙に数値違うんですが、これ単純に考えたら同じにならなおかしいん違うんかなと思うんですけども。
総務課長	県支出金3点ございます。奈良県議会議員選挙、奈良県知事選挙及び参議院議員選挙でございますけども。この補正額が違うというご指摘でございます。入で申し上げますとまず県議会議員で2 5 3 万の補正の減、対しまして歳出のほうでは2 5 2 万 5 千円ということで5 千円違うという事でございますが、これにつきましては補正金額と県委託金の決定額およびその決定額を上回る支出を伴う必要があるということでご理解賜りたいと思います。もう少し具体的に申し上げますと例えば県議会の委託金で申しますと、平成19年度の委託金の確定額が5 4 7 万 1 3 4 円でしたが、これを上回る経費を執行する必要があることからこれは見込みでございますけども5 4 7 万 1 千円支

出する必要がある。それを上回る必要があるということから歳出と歳入の金額が若干差が出てくるといったことでご理解を賜りたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

すいません。先ほど伴議員が質問していただきました町民税のところで課長の説明で一人あたりの金額と、主に全納から分納に変わったというご説明いただいたんですけども、具体的な件数とかパーセンテージとかで言うとうどういうふうになるんでしょうか。

税務課長 全納から分納へのがどんだけ変わっておるかということにつきましては数字は掴んでおりません。それと1人あたりの所得の関係なんです。当初1人当たり336万3千円と見積もっておりました。ところがその後の調整額等々分析いたしますと一人あたりの所得金額が334万5千円、1万8千円の減というような状況となっておることから今回これらの影響を勘案致しまして減額補正をお願いするというものでございます。

委員長 全体で何パーセント減ぐらいに。

税務課長 全体でですね、総所得でですか。

委員長 ここに計上してもうてる分と当初予算比較して。

税務課長 当初ですね、個人の滞納均等割所得割分離分と言いますと当初見込みの調定15億6,600万円で見込んでおりました。最終的には調定額15億5,410万円であると、マイナス、トータルで1,190万円という状況であるということです。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、② 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進
課長

それでは、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、国民健康保険の自己負担金、国民健康保険税の激変緩和策に係るシステム改修、国保情報データシステムの更新に係る経費の補正をお願いすることと、共同事業拠出金や保険基盤安定繰入金等の金額の確定に伴います補正をお願いするものでございます。それでは具体的な内容につきましては資料4の総括表に基づいてご説明を申し上げます。

まず下段の歳出からご説明申し上げます。

歳出の第1款総務費、一般管理費であります。合計553万3千円の増額をお願いするものです。そのうち、一般管理内部事務として546万円、財政調整基金への積立として7万3千円をそれぞれ増額するものでございます。この一般管理内部事務の内容であります。まず、国民健康保険税等の激変緩和策に係るシステム変更料ということでございます。その内容につきましては70歳以上75歳未満の、平成20年4月以降の国民健康保険の一部負担金(自己負担金)について、法律上は2割となっているものをこの平成20年度に限り、1割のままでいくという改正に対応するものでございます。また2点目としましては国保世帯から75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度に移行する方があり、残った国保の世帯が単身世帯になった場

合、5年間に限りまして、国保税の世帯別平等割額を2分の1に軽減するものでございます。また3点目といたしましては国民健康保険の軽減世帯につきまして、国保世帯から後期高齢者医療制度に移行する者があり、世帯の被保険者数が減少したとしても、5年間に限りまして、従前の被保険者数と同様の軽減措置が受けられるという緩和策が設けられるものでございます。

これとは別に、国保情報データベースの機能強化に係るシステム変更に伴います奈良県国民健康保険団体連合会への負担金がございます。国保の補助金・負担金の申請、各種統計報告を作成するための情報データベースについて、制度改正や新しいコンピューターに対応するための更新を計るための経費であります。財政調整基金積立の7万3千円につきましては、同基金の利子を積み立てるものであります。

第5款共同事業拠出金であります。高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金のそれぞれの確定に伴いまして、それぞれ388万円の増額と、538万2千円の減額をお願いするものでございます。次に上段の歳入についてご説明を申し上げます。

第2款の国庫支出金、高額医療費の共同事業負担金ということでございまして、先ほど歳出でご説明いたしました拠出金388万円の増額に伴いまして国庫負担分としてその負担割合4分の1の97万円の受け入れの増額をお願いするものでございます。また第4款県支出金の高額医療費共同事業負担分につきましても、同様の主旨でございまして県負担割合、4分の1の97万円の増額をお願いするものであります。第5款共同事業交付金であります。歳出で保険財政共同安定化事業拠出金538万2千円を減額したことにあわせまして同額の538万2千円の減額を行うものでございます。第6款財産収入につきましましては、財政調整基金の利子で、7万3千円の増額であります。第7款繰入金、一般会計の繰入金でございまして。一般会計繰入金合わせまして709万7千円の減額をお願いするものでございます。その内容でございしますが、まず1行目にあります保険基盤安定繰入金と3行目にございます財政安定化支援事業繰入金につきましては、それぞれ

の金額の確定によりまして、それぞれ、1, 374万3千円の減額と118万6千円の増額をお願いするものでございます。また、事務費繰入金につきましては、歳出にございます一般管理内部事務546万円に対します経費の繰入れの増額をするをお願いするものでございます。最後に諸収入、雑入でございますが、今ご説明いたしました歳入と歳出の差額が1, 449万7千円を雑入として、計上させていただくものでございます。

以上で平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、③ 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

お手元の資料5をご覧くださいませでしょうか。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ2, 276万4千円を減額し、歳入歳出の総額を18億1, 337万5千円とするものでございます。

その主な内容といたしまして、まず、歳入につきましては、公共下水道への接続件数の見込み数の減、これは予算設定の時に目標値として350件を見込んでおりましたが、今回130件を減じ220件に修正させていただくことにより第1款、分担金及び負担金で1, 30

0万円の減額と第2款、使用料及び手数料で、これは下水道使用料金にあたります額でございますが、623万4千円の減額をお願いするものでございます。また第3款、国庫支出金では、国庫補助金の割当額変更及び首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額補助金により、差し引き1,613万円の減額。第4款、繰入金では1,345万5千円の増額となります。また、第6款、諸収入では、消費税還付金の額の確定により85万5千円の減額をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。第1款、公共下水道費では、施設管理費で接続件数見込みの減から県に支払います汚水処理費にあたります流域下水道維持管理負担金で276万4千円の減額。下水道新設改良費では、国庫補助金の割当額の変更により工事請負額で2,000万円の減額をお願いするものでございます。

次に、継続費では、3月議会定例会において契約締結の議決をお願いし、進めてまいる予定でございます第11処理分区2工区－1工事につきまして、総額及び年割額について入札執行に伴う確定額に変更をお願いするものであります。

資料中、継続費の補正後の欄につきまして、現在、額を空白にしておりますが、これは、去る2月15日に郵便による制限付一般競争入札を執行しましたところ、最低応札者につきましては低入札調査基準価格を下回っておりましたことから、現在、低入札価格調査を実施しているところでございます。

調査の結果、仮契約が確定いたしましたしてから記入させていただきたいと考えており、現段階で予定いたしております額（案）につきましては口頭でご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、第1款 公共下水道費、第2項 下水道新設改良費、事業名公共下水道事業（第11処理分区2工区－1）、補正前、総額7億3千万円、年割額について、平成19年度1億8,600万円、平成20年度2億3,400万円、平成21年度3億1,000万円。次に補正後でございます。総額5億900万円、年割額について、平成1

9年度1億2,700万円、平成20年度1億6,300万円、平成21年度2億1,900万円を予定いたしております。

最後に、繰越明許費でございます。これにつきましては、公共下水道費の汚水処理施設交付金事業の執行に伴う残額から、平成20年度に整備を予定しております興留1丁目地区と服部1丁目地区の面整備の一部を先行して、年度内に発注を予定しておりますことから工事請負費で繰越明許をお願いするものでございます。第1款 公共下水道費、第2項 下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（第13処理分区14工区－7・11工区－6）、金額1億円を予定いたしております。

以上、簡単ではございますが、3月議会定例会に提出を予定いたしております平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木田委員。

木田議員 負担金の減額ということで1300万円補正となっているが、議員さんの中で負担金を0にするということを流されたことが影響しているのかと思えるけれど。当初350件予定してはったのが、それだけ130件減った言うてはったけれど。そういう事の無いように何かこう方法というのですか、何か対策とかは町で考えておられるのかね。やっぱり、これは供用してもらえなければ、どうしても予算を組まれていても減額とかいう影響を受けてくると思いますけれど。それに対する町の考え方、対策というのはという風に考えておられるのか教えていただきたいと思います。

上下水道部長 これは申し訳ございません。予算設定の段階で350件という少し高い目の目標設定をしたのが影響したのが、これが一番原因していると思います。ただし、現段階、今おっしゃっていただきましたような

ある方の活動によりまして、接続件数が少なくなったという感覚は持っておりません。現に、今年度約220件の接続をいただいております。そういったことで実際、平成17年、平成18年につきましては、655件、617件というような非常に高率な、高い接続をいただいております。この年度につきましては、主に集中浄化槽エリアの団地の接続が多かったということでご理解いただきたいと思います。今後、それらに対する啓発の問題等につきましてでございますけれども、我々につきまして、例えば今年度、去年の秋くらいから、各汲み取りのご家庭について、120件ほどございますけれども、各戸別訪問させていただきまして、いわゆる、接続の説明若しくは接続されていない事情とかを確認させていただいて、1件ずつ訪問のお願いですね、そういった啓発を続けておりました。結果、汲み取りトイレにつきまして1月までには2件を接続をしていただいたというデータもあります。そして、今後につきましても、同じような体制で啓発を進めていきたいと思っております。そして、同時に啓発、広報とかチラシ、パンフレット等におきましても、従来以上に啓発活動を進めてまいりたいと考えておりまして、なお一層、今年度におきましてもまだ、1ヶ月半ほど残っておりますけれども、接続していただけるよう努力していきたい。若しくは次年度以降におきましても更に努力していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

木田議員 そうしたらね、何も影響が無かったらですね、業者からああいう何は出てこないと思えますねけど、私は。だから、業者からそういうことが出てくるということは、何らかの影響を受けておられるという風に私はそう思いますねけど。理事者側がそないして影響を受けておられないということは、あの業者から出てきたのは何かと。私はこれが見込み違いでなかったのかと思うのですけれど。やっぱり、折角こうして公共下水道が整備されていく段階で、スローダウンしていくのはおかしいのではないかと。なかなか、今までよその地域へ行って視察行った時でもなかなか現況として使える間は浄化槽も使ってい

こうというところも結構あったんですけども。やっぱりこの大和川とかいう河川の浄化を奈良県としても進めていかなければいけないということからも、やっぱり、全国的にみてもワースト1、ワースト2という状況からみても、斑鳩町としては、もっと、世界遺産、世界文化遺産にも指定されている以上はですね、もっと、積極的にそういうふうな啓蒙していただいてですね、整備を促進してもらえるようにですね、努力していただきたいと、これは要望ですけどお願いしておきます。

伴議員 私の先ほどの質問は木田委員さんが言ってくれはったので、同じようなことをしたい。先ほどの答弁のなかで集中浄化槽という、この話が出ましたけれど、私の住んでいる所もそういうかたちになっています。これに対する町としての対策ですね、ちょっと具体的にお聞きしたいのですが。

上下水道
部長 集中浄化槽区域につきましては、わりと早いうちに、そのエリアの自治会もしくはその地区の方に説明させていただいております。そして、全体がすべてが100%公共下水道化ならないと接続できないということになりますので。勿論、極め細やかな説明もしくは各自治会員につきましてはですね、特別の役員さんをつくっていただいて代表の方を選定していただいたなかで手順をおって、半年か1年かけて作業を進めていただいて、全体で「よーい、どん」で接続していただくような形で進めておりますので、よろしくお願いいたします。

伴議員 今の説明のなかで、役員さんがそういう形で自治会をまとめるというなかで、町としても、非常に極め細やかなアドバイスをしていただけるということですね。

上下水道
部長 そうことです。

委員長	集中浄化槽はあとどれくらいの地域残っているのか。
上下水道 部長	現段階、整備が終わっている区域につきましては、供用は来年度となりますけれども、西の山住宅、夕陽ヶ丘住宅そして旭ヶ丘住宅が現段階、事業区域内として残っております。それが今後供用されるだろうと。あと整備が終わっておりますが、夕陽ヶ丘、西の山については整備が終わっておりますが、今の龍田西污水幹線が完成になってからの供用となりますので、だいたい予定といたしましては12月以後になるかなと考えております。 旭ヶ丘地区につきましても、できるだけ早く進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
委員長	ほかにございませんでしょうか。 木田委員。
木田議員	昨日の委員会で、今現在接続しておられるというのですか、供用を受けておられる件数は1400件、なんかそういう風におっしゃってと思いますけれど。それによって業者の方がごみの収集の方へ移転というか、町のほうも移管させてあげたいというようなことをおっしゃってましたけれど。これがスピードアップしなければですね、なかなか巨費を投じてやったのに、なかなかそれを供用してもらえないという状況になったら、段々とその工事も遅れていくように感じますけれども。一応、最終、私のところ辺は、最初、平成30年くらいと言うてはったと思いますけれど。それは、変わらずにいけると受け取っていいんですかね、計画的には。
上下水道 部長	今の都市計画決定区域ですね、整備が終わるのは、だいたい平成40年くらいを見込んでおります。そのなかで今後、順次拡大していき、認可事業区域については拡大をしてまいりますけれども。基本的には、現段階の区域の隣接を徐々に拡大していくというかたちでご理解して

いただきたいと思います。できるだけ多くの接続業者を利用していたく方に整備をできるように努力していきたいと思いますので、考えておりますのでよろしくお願いいたします。

木田議員 40年と言わはったけれどね、うちら辺には、そしたら40年という風にとったらいいのか。初め、平成30年ぐらいやと聞いたと思うねけれども。既にそれで40年になってますんか。幸前2丁目の方いうたら。

上下水道
部長 現段階で具体的に何年ということは、お答えはできませんけれど。当初の考え方には、まず平成30年ですね、前後ということでご理解いただければと思います。できるだけ早ければ早いにこしたことになりますけれども、目標ということでご理解いただきたいと思います。

議 長 先ほどの木田委員の質問で担当の部長の認識は、一部の議員の負担金の廃止という運動の影響は無いという答弁されましたね。実際、私、住民の方に負担金が無くなってから接続したいと思ってます、考えてます、業者が営業に行きますと負担金が無くなってから接続したいと考えてますということから排水設備組合の陳情書が私は上がってきたと認識しております。そこで、行政の認識としてね、接続件数の減に影響が無かったというのは認識が少しおかしいのではないかなと思いますけれど。もう一度、そのへん、よろしくお願いします。

上下水道
部長 確かに、まったく無いということではございません。ただ、今議長がおっしゃっていただきましたように、我々啓発に廻ったところで、やはり、負担金の問題、料金の問題、いろいろとご質問されます。業者につきましても、やはり、そういった質問はしていただいているなかで、100%そういう接続を回避しているか、その話がまとまってから接続するということではなしに、僕の説明も悪かったのですけれど、全く無いということではなしに、ある程度の影響があるというこ

とでご理解をお願いします。

委員長 部長、すいません。先ほど、平成１７年、平成１８年の件数実績報告いただきましたけれども。そのうち集中浄化槽が対象となっていたのは何件になるのでしょうか。

上下水道 両方とも、だいたい２１０件から２５０件程度が集中浄化槽のエリアになっておりました。ただ、いっぺんに、「よーい、ドン」ということでは無しに、順次年次を追って接続していただいたところもございますので、そのなかには、まだ、それ以上に件数はふくまっておりますけれども、なんぼかあるということでご理解いただきたいと思います。

委員長 それともう一点。木田委員が工事計画についてご質問されていましたが、毎年毎年出来る所を早くやっていこうということで、予定していたよりも早く進めていってもらえているのではないかと思います。その認識でよいのですか。

上下水道 それで結構です。
部長

委員長 他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
本件についても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、④ 平成１９年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。

資料6をご覧くださいと思います。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ256万6千円を追加しまして、予算総額14億4,997万4千円とするものでございます。

その補正の主な内容ですが、2点ございます。まず、1点目は、介護保険料の激変緩和措置を20年度においても継続するためのシステム改修の補正であります。この激変緩和措置につきましては、平成17年度の税制改正の影響により介護保険料が上昇する高齢者の方について、平成18年度及び19年度に講じた介護保険料の激変緩和措置を行っております。平成20年度においてもこの激変緩和措置を継続できる政令改正が行われました。

この政令改正では、20年度でこの激変緩和措置を継続するか、継続しないかについては、保険者である市町村の判断とされておりますが、町としましては激変緩和措置を継続し、平成20年度も保険料を19年度と同額に据え置くというもので、この激変緩和措置を実施するのに必要なシステム改修の補正予算でございます。

次に、2点目ですが、介護保険給付費準備基金積立金における利子を積立てるための補正でございます。

それでは、資料によりまして説明いたします。

上段に歳入総括表、下段に歳出総括表となっております。まず、下段の歳出補正予算からご説明いたします。

総務費、一般管理費において、先程、説明しました激変緩和措置の実施に必要な介護保険システムの改修費246万8千円の増額補正をお願いするものです。

次に、基金積立金、介護保険給付費準備基金積立金において、その利子9万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、上段の歳入の補正予算についてのご説明をさせていただきます

す。まず、国庫支出金、介護保険事業費補助金において、介護保険制度の改正に伴います介護保険システムの改修事業に係る補助金としまして５９万３千円の増額補正、また、財産収入、利子及び配当金において、介護保険準備基金の利子９万８千円の増額補正、また、繰入金、その他一般会計繰入金におきまして１８７万５千円の増額補正をお願いするものであります。

この１８７万５千円につきましては、介護保険システムの改修費２４６万８千円とこれに係ります国からの補助金５９万３千円との差額を一般会計から繰入れるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成１９年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほうお願いいたします。

委員長

報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。よろしいですか。

（な し）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、⑤ 平成１９年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植嶋上水道課長。

上水道課
長

それでは、３月議会に上程を予定いたしております平成１９年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

資料７をご覧いただきたいと思います。今回の補正につきましては、早期の財政健全化を図ることを目的に、公営企業の健全化を条件に金利にかかる負担の軽減を目的とした財政融資資金の繰上償還をできる

こととなりました。かねてより業務に応じた適正な人員配置に努めるとともに、定員管理を行い、コストの削減や必要最小限の設備投資に心掛け、健全な水道経営に取り組むなど、水道事業の健全化を進めております。今後も引き続き推進をしていことによりまして、繰上償還の承認を得ることができたものでございます。今回の繰上償還の対象は昭和57年から59年に第4次拡張分の事業として借り入れた年利7.3パーセントと7.1パーセントの企業債の1億4,810万3000円を繰上償還するものでございます。

その内訳でございますが、第1款資本的支出、第2項企業債償還金、第1目企業債償還金で既決予定額1億1,909万7,000円から1億4,810万3,000円を増額し2億6,720万円に増額補正をお願いするものでございます。

また、当初の償還期限まで償還を続けるより3,000万円程度の利息を軽減することになります。

また今回の議案でございますが、誠に申し訳ございませんが、償還金の償還期日が議会最終日の3月25日となっております。議決後の事務手続き上、議会初日にご審議を賜りたくお願いしたいと思っておりますのでよろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、平成19年度19年度斑鳩町水道事業会補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

ただ今説明いただきましたように、これも初日に議決をお願いされるということです。これも踏まえてご質疑いただきたいと思います。

ございませんか。

すいません。これ財務省の関係の起債だと思うんですけども。これまで繰上償還等はできないとなっていた分について、今回できるようになった経緯も少しご説明いただけますか。

企画財政

今回の繰上償還の措置なんですけれども、委員長おっしゃいました

課長

ようにこれまで、財務省所管の部分につきましては、繰上償還は認められておりませんでした。今回の措置につきましては、国の方の地方公共団体の財政状況の悪化を踏まえた中で、現在の低金利の時代を勘案したなかで、総合的に判断されたもので、地方公共団体の財政健全化に資するための措置として高金利の部分についての繰上償還が認められたものでございます。

委員長

ありがとうございます。

その他質疑ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. その他について、委員の皆さんから何かございましたらお聞きしたいと思います。 木田委員。

木田議員

今年度の当初予算の時にですね、ガソリンですか、石油の値上りによってですねね1, 900万ぐらい狂ってくるのと違うかというようなことを聞いたと思いますねんけども。現時点でですね、それに狂いがいいのかどうか。それと昨日なんかやったらアメリカやそこらでは100ドルを超えておるといような状況でですね、それと4月から電気料金、ガス料金も値上りするという状況のなかでですね、新年度予算も一応組んでおられると思いますねんけど、その狂いがですね、どの程度カバーしておられるのかですね、私らかて思ってたんではそこも100ドルまではいかへんのとちがうか、まあこれは投機的な何やからわからへんけども。一応は現在でも上がっておるような状況のなかでどういう風な予算の組み方がね、しておられるのかですな。やっぱり鉄鉱石にしても65パーセントの値上りということはこれからやはり水道工事するにしてもダクタイル铸铁管というような管を使うとなれば、やっぱりその材料にしても値上がっていくというふうに考えられますんでね。いろんな面において予算を組まれる段階でですね、また補正、補正でいったらそんでいいんちゃうか言われたらそれまで

やけども。どうしても19年度の予算でもそないして全体的な予算の中では1,600万か1,900万はしれてるというふうに思われるもかわかりませんが、こんだけいろんなものがまだ上がってきたらですね、ちゃんとしたある程度の予算を組んでおかなければどうしてもそういう結果になっていくんではないのかなと、私自身はそういう風に心配しておるんですけども。その点のについては大丈夫なんでしょうかね。

総務部長 ガソリン等の値上げによりまして消費者物価も若干上昇をいたしてきております。そうした中で平成20年度予算編成にあたりました。特段はつきりと単価、現在ガソリン150円とかになっております。

また重油もあがってきておりますので、それらにつきましては現状把握を踏まえたなかで単価設定をいたしまして、各課共通で計上いたしております。ただ資材等につきましても、経済状況を勘案し予算計上するように町長の編成方針で示したところがございますので、それを踏まえて予算計上いたしておりますけども、余り過大な見積りもできませんので、そこらを踏まえた中で予算計上、現状を踏まえた中で予算計上ということをご理解いただきたいと思います。

ただ大幅な国家変動に対処は、当然なったときには、それはまた補正予算をお願いする事もあるかと思いますけども、そのような方針で予算編成いたしております。

委員長 以前にお答えいただいた時は、1,900万というある程度具体的な数字をだしてもらったんですけど。それについては。

総務部長 それについては、町全体で今現在の上昇率を示したものでございます。ただ、あの当時と今現在とまたガソリン単価も上がっております。当然、光熱費も上がっておるということをご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 池田総務部長。

総務部長 今、木田委員さんのほうから予算、決算言われました。まず、予算決算というよりも、まず当初予算、そして最終予算、それと決算という三段階になってると思うんです。そうした中で毎年度歳入で大きく増額をお願いしておる分につきましては、やはり繰越金であります。繰越財源、例えば平成17から18でしたら当初予算では2億組んでおりましたけども、やはり4億強の繰越も発生いたしておりますんで、その分は歳入として増えております。それとあと地方譲与税、地方交付金等についても、これは国の財政見通しに推移した形で計上いたしておりますんで、最終的には若干の増額となります。歳出で主なものにつきましては、今回もありましたけども、制度改正がございます。老健また介護保険等々におきまして、それらについての支出は当然伴ってきます。あと退職者の特別負担金、これは当然当初予算に計上いたしておりませんので、これらについては当然補正予算として上げさせていただいております。あと緊急のご要望とかまた工事、修繕等が各施設あった場合に上げさせていただいておりますんで、それらについては補正予算としてあげさせていただいておるということでございます。あと最終予算と最終決算についても、次に最終予算と最終決算、これは当然違ってまいります。入札した場合の入札執行残もございます。消耗品を買う場合におきまして、見積もり合わせないしは入札によって当然執行残はでてまいります。それについては、執行残については使わないでやはり残して、翌年度の繰越財源として充てていきたいと思いますという町の方針であります。例えば、他の市町村では予算は全部使い切らなあかんねとかいうことも言われておりますけども、本町といたしましては、そうしたなかで残った分については、当然残していつて、他に使うたらあきませんよと、残してくださいよという方針できておりますんで、どうしても繰越財源が増えてまいります。例えば約80億円の予算規模で仮に2パーの財源で出来ましたら1億6000万、3パーでしたら2億4,000万となってまいりますんで。

そういう事から、最終予算と決算で乖離がうまれておるということでご理解いただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。

それでは、その他についても以上で終わらせていただきます。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、副町長の挨拶をお受けいたします。

芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって予算常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

(午前10時27分 閉会)